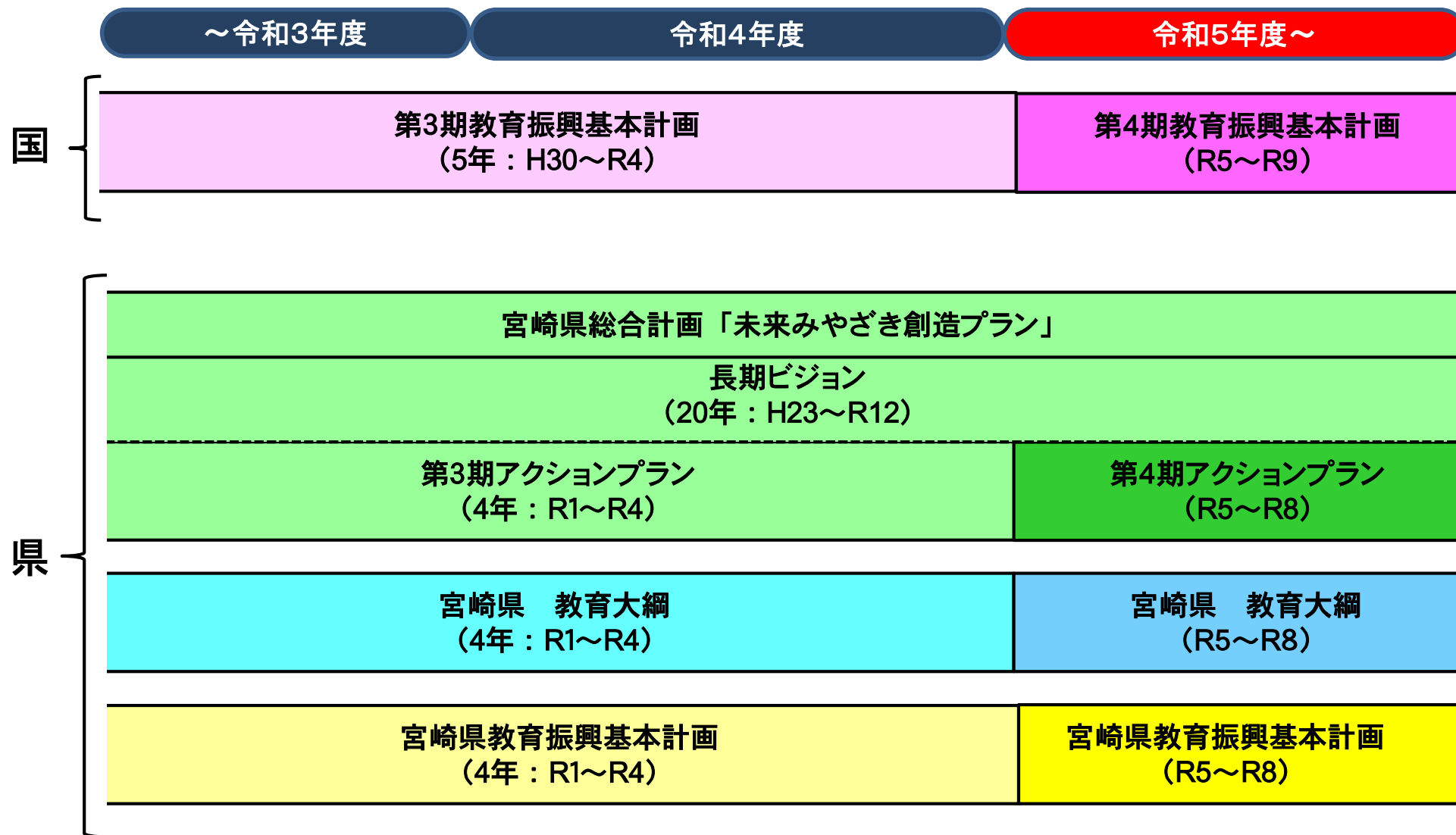


第3回 教育振興基本計画部会

教育振興基本計画の教育現場 での実効性について

宮崎県教育委員会
教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育振興基本計画及び関連計画の策定スケジュール



宮崎県教育振興基本計画 (令和元年策定)

計画の名称

宮崎県教育振興基本計画

- ・ 第3次計画に当たる

計画の期間

令和元年度から令和4年度まで（4年間）

- ・ 社会の変化が急激で長期的な見通しを立てることが難しいことから、前計画では10年間であったが、4年間に変更

計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に基づいて策定
- 宮崎県総合計画の部門別計画（人づくり）

県は、「令和」の始まりと同じタイミングで、教育振興のための新しい計画をつくりました。



教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 **地方公共団体**は、前項の計画を**参酌**し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を**定めるよう努めなければならない**。

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(抜粋)

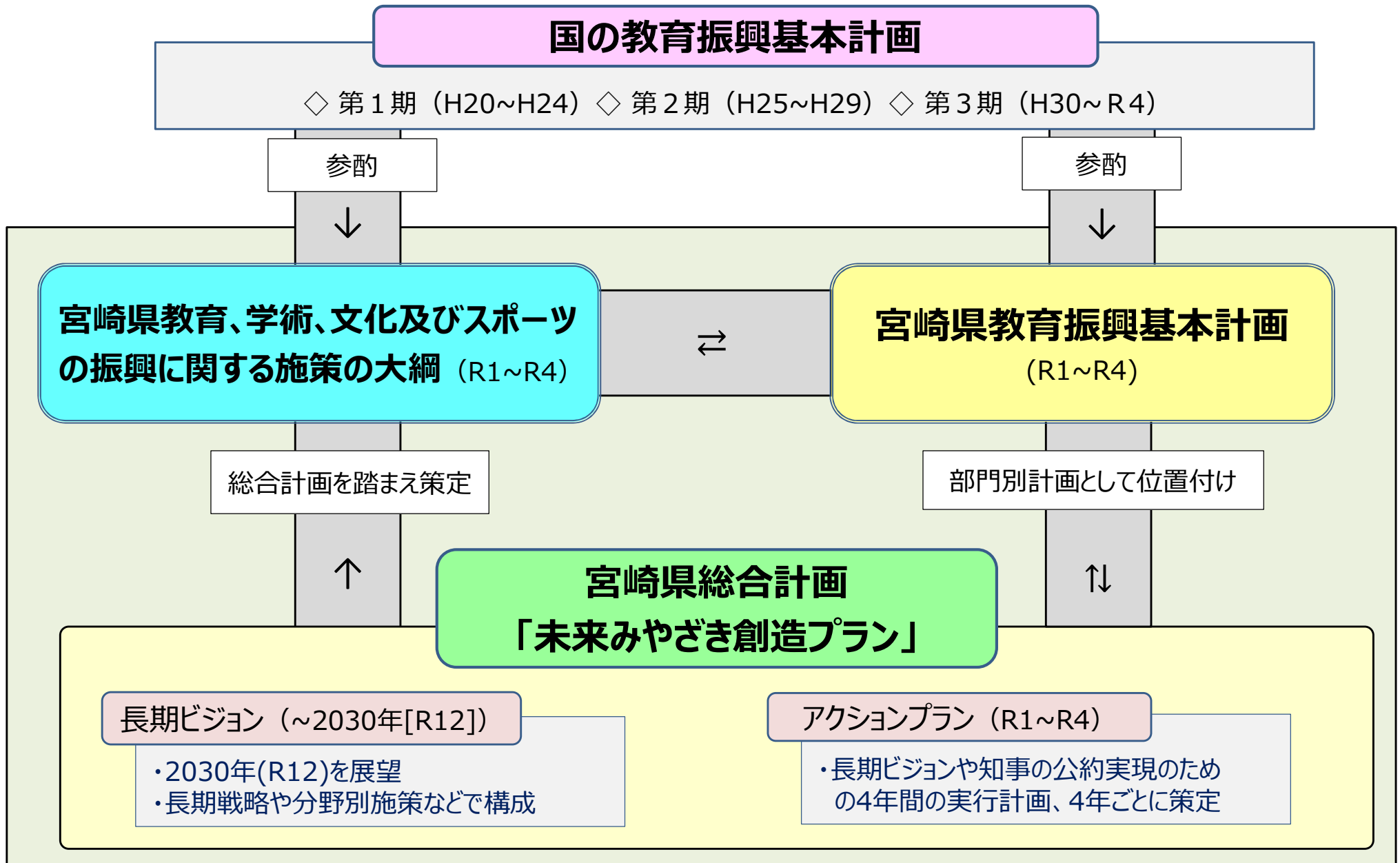
(目的)

第1条 この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、**県行政に係る基本的な計画の策定等**について**議会の議決事件**として定めること等により、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(議会の議決)

第3条 知事その他の執行機関は、**基本的な計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。**

県教育振興基本計画の位置付け



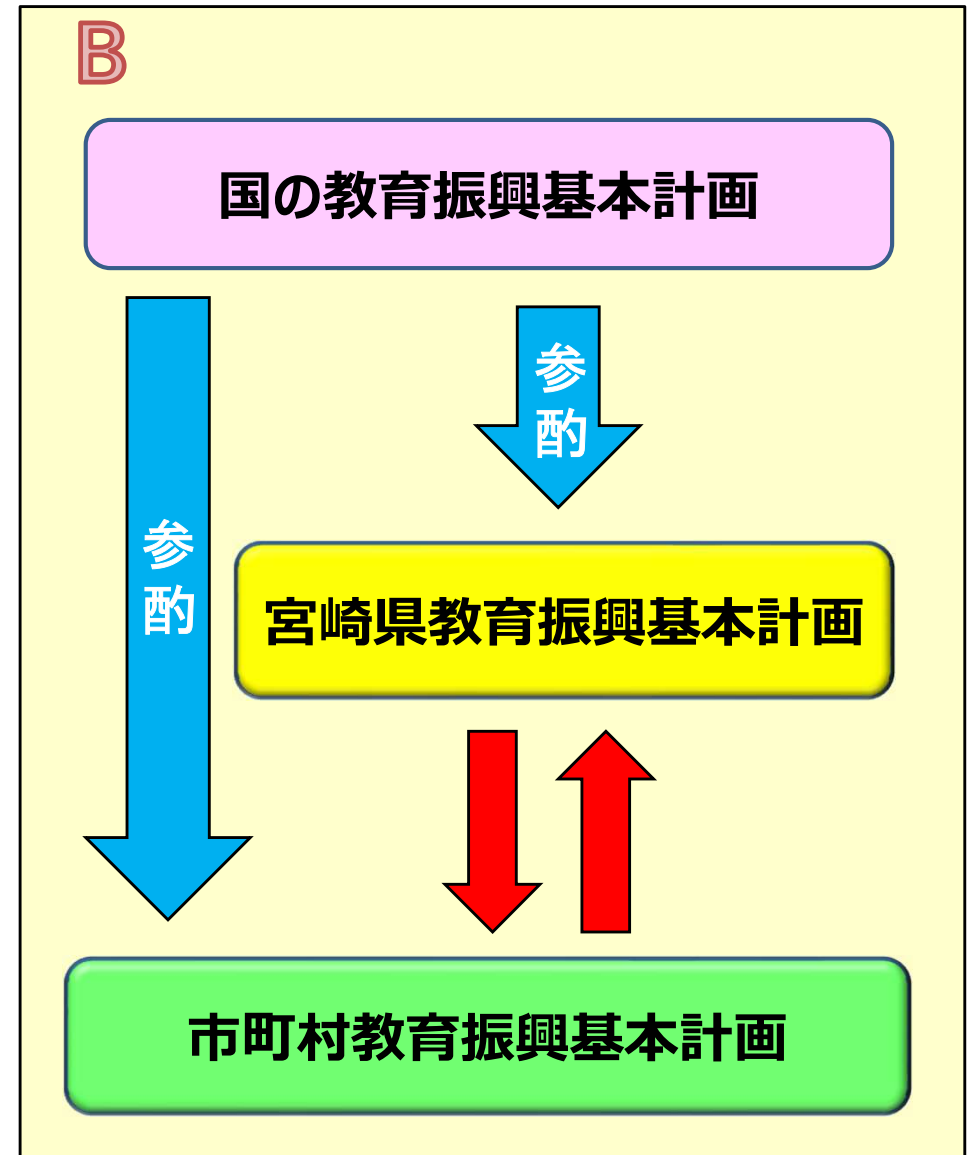
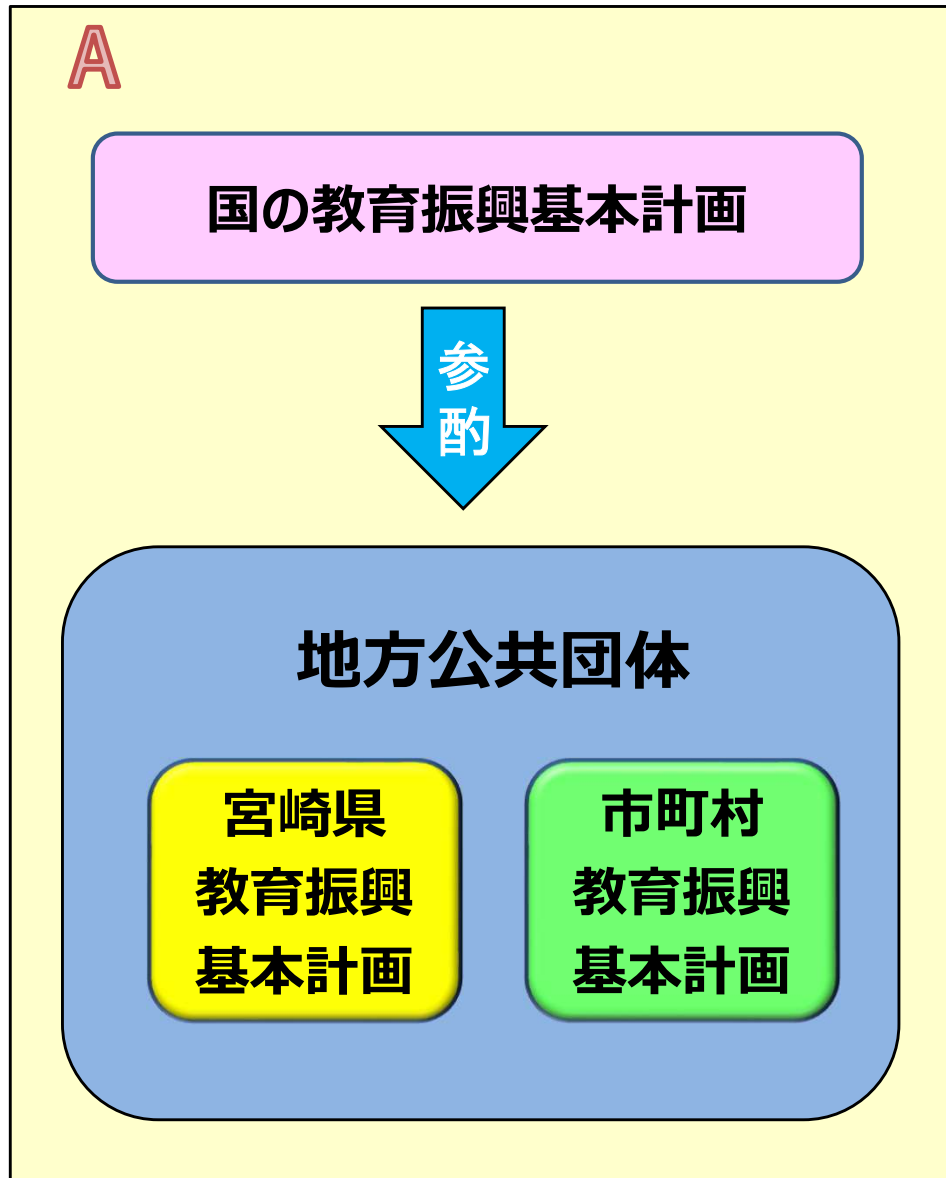
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第1条の3 **地方公共団体の長**は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を**参酌し**、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の**大綱**(以下単に「大綱」という。) **を定める**ものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

実効性のある計画とするために



宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）〈全体像〉

[計画期間] R元～R4(4年間)

県教育基本方針

本県の教育は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む … (中略) … 心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

+

- 社会情勢の変化
- 本県教育の現状と課題

基本理念

スローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

基本姿勢

「横の連携」と「縦の接続」の推進

基本目標

1 県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

2 社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進

3 教育を支える体制や環境の整備・充実

4 文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

15の施策と4つの重点取組

①生涯学習の推進

②地域と学校の連携・協働の推進

③読書県づくりの推進

④幼児期の教育の充実

⑤確かな学力を育む教育の推進

⑥人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進

⑦特別支援教育の推進

⑧郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

⑨キャリア教育・職業教育の推進

⑩社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

⑪教職員の資質向上と学校業務の改善

⑫安全・安心な教育環境の整備・充実

⑬魅力ある多様な教育の振興・支援

⑭文化の振興

⑮スポーツの推進



重点取組1 いのちを大切にする教育の推進

重点取組2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実

重点取組3 学校における働き方改革の推進

重点取組4 教育の情報化の推進 ※R3年度に新たに追加

様々な施策と関連し、横断的に取り組むもので、特に今後の4年間で重点的に推進すべき取組

地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、**毎年**、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について**点検及び評価**を行い、その結果に関する**報告書を作成**し、これを**議会に提出**するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

実効性の確保と点検・評価

